

マイナンバーカード機能等の
スマートフォンへの搭載に係る実証事業
(技術検証・要件検討)

調達仕様書

デジタル庁

1 件名

マイナンバーカード機能等のスマートフォンへの搭載に係る実証事業（技術検証・要件検討）

2 背景・目的

マイナンバーカードの機能のスマートフォン搭載（以下「スマホ搭載」という）については、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて（国・地方デジタル化指針）」（令和2年12月25日閣議決定）等に基づき、具体的な在り方について検討の上、技術検証・システム構築を行うこととされた。

上記を踏まえ、デジタル庁（以下「当庁」という）において「スマートフォン用公的個人認証機能管理システム（以下、「SP-TSM等」という。）」の構築を行い、令和5年5月にAndroid端末へのスマホ用電子証明書搭載サービスを開始した。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）」においては、今後、スマートフォン用電子証明書について、利用できるサービス等を順次拡大し、電子証明書の機能だけでなく、券面入力補助機能など、マイナンバーカードの持つ他の機能についても、優れたUI・UXを実現するため、スマートフォンへの搭載を目指すとされている。加えて、券面入力補助機能なども含めたマイナンバーカードの持つ他の機能をスマートフォンに搭載するために必要なシステムでもある、各種資格者証の情報を格納できる汎用的なシステムについて、デジタル庁が検討・開発するとともに、スマートフォンに免許情報を記録するモバイル運転免許証における活用を前提に検討を進め、運転免許証とマイナンバーカードとの一体化の運用開始後、極力早期の実現を目指すとされている。

本実証では、各種資格者証の情報の格納を可能とする、汎用的なmdoc発行管理システム（以下、「mdoc発行システム」という。）について、実証的に開発・検討するとともに、関係する国際標準規格との相互運用性の確保、SP-TSM等との連携性の確保など様々な課題を整理した上で、マイナンバーカードの持つ機能をスマートフォンへ搭載する方法等について検証を行うため、mdoc発行システムの構築及びSP-TSM等の改修へ向けた要件検討を実施する。

3 契約期間

本実証の契約期間は、契約締結日から令和5年12月31日（日）までとする。

4 本実証の概要

4.1 本実証の内容

本実証では、国際標準であるISO/IEC18013-5の標準仕様書に規定されているmdoc Data modelを活用して、mdocファイルにマイナンバーカードの情報を格納し、発行・管理するシステムを実証的に開発・検討する。また、スマホ搭載で利用できるサービス等の拡大を実現するために、SP-TSM等の改修方針を検討する。加えて、現在運用が行われているCC（ISO/IEC 15408）認証（EAL4+）の取得スキームに関する改善検討を行う。

なお、mdoc発行システムは、スマートフォンアプリからの発行申請手続と利用を想定し、SP-TSM等と連携することにより、既存のスマホ用電子証明書搭載サービスと、シームレスに発行手続等を行うことの実現性について検討する。

後述の作業の実施結果も踏まえ、実施計画書に変更する必要がある場合は、修正した実施計画書を当庁に提出し、承認を得ること。

(2) 進捗管理

請負者は、作業進捗状況を定期的に確認し、課題を早期に把握し、請負期間内に作業を終了させるよう調整すること。

また、当庁への進捗報告は、進捗状況に応じて適宜実施すること。ただし、当庁から進捗報告を行うよう求めがあった場合はこれに従うこと。なお、このために必要なグループウェア、オンラインストレージ、オンライン会議システム類の利用料等については請負者の負担とする。

(3) 要件検討

国際標準である ISO/IEC18013-5 の標準仕様書に規定されている mdoc Data model を活用して、マイナンバーカードに登録されている情報を mdoc ファイルに格納、発行する mdoc 発行システムについて、要件検討を実施する。当庁にて、基礎的な要件をまとめた要件定義資料案を作成し、請負者はその資料について、並行して技術検証を実施し、業務要件・機能要件・非機能要件の過不足がないか、精緻化すべき事項がないか等、汎用的な発行管理システムとして、連携先として想定されるシステムの仕様を踏まえた検討を行い、要件検討結果報告書を作成する。また、当庁が作成する要件定義資料案は、受託後に当庁から提示する。

また、既存のスマホ用電子証明書搭載サービスとのシームレスな発行手続等の実現を目的に、既存のインフラを十分に活用することを前提に、SP-TSM 等との連携及びその機能改修についても、本実証にて技術検証及び要件検討を行う。mdoc 発行システムと SP-TSM の連携にあたり、必要となる改修等についても、技術検証を実施の上、SP-TSM の要件定義書の改定項目の検討を行う。

なお、要件検討の中で実施する技術検証については、請負者は、以下の①、②に示す内容を基に技術検証を実施すること。

① 技術検証における共通要件

- ・ 検証内容のうち、実機検証において関係事業者における検討が必要な場合は、机上検討を先行して実施することとし、関係事業者の検討状況を踏まえて検証を行うこと。
- ・ 検証内容がスマートフォンの機種、OS、GP-SE に依存する場合は、該当する関係事業者への確認、調整等を行うこと。
- ・ スマホ搭載サービスの拡大のために、本実証とは別に、関係事業者が別途開発、検証を行うことが想定される。この場合、請負者は関

係事業者の開発・検証内容に対して、確認・助言、技術情報の提供、問合せ対応支援、打合せ参加等の支援を行うこと。

② 技術検証項目

請負者は、「別紙1 技術検証項目一覧」の内容等に基づき、技術検証を実施すること。なお、検証項目は現時点での想定であり、実際の検証項目については、当庁と協議の上、決定すること。

(4) CC (ISO/IEC 15408) 認証 (EAL4+) の取得スキーム改善検討

スマホ搭載サービスの提供に当たって、現在運用されている CC (ISO/IEC 15408) 認証 (EAL4+) の取得スキームに関する当庁における改善検討の支援を行うこと。具体的な検討方針については、受託後に当庁から提示するものとする。

(5) 有識者検討会等に係る資材提供等

本実証の実施状況等について、当庁が主催する、スマホ搭載に係る有識者検討会（事前調整を含む）の付議が必要となった場合は、当庁の要請に基づき、資材の提供等を行うこと。有識者検討会において本実証への要望等が発生した場合は、対応の是非について当庁との協議を行うこと。

(6) 関係事業者等との調整支援

本実証の実施に必要な関係事業者等との調整について、技術的な観点からの調整支援を行うこと。

(7) 連携先システムとの調整支援

本実証の実施に必要な関連システム（公的個人認証サービス、カード管理システム等を想定）との調整について、技術的な観点からの調整支援を行うこと。対象となる関連システムは受託後に当庁と協議の上決定する。

5. 2 作業スケジュール

本実証の作業スケジュール（想定）について、以下に示す。詳細は、実施計画書の作成時に当庁の承認を得ること。

図表 3 本実証の作業スケジュール（想定）

作業項目	令和5年度															
	9月			10月			11月			12月						
マイルストーン			▼作業開始													契約終了・納品▼
(1)実施計画書の作成			実施計画書の作成													
(2)進捗管理				進捗管理												
(3)要件検討				技術検証												
				要件検討結果報告書の作成												
(4)CC認証取得スキーム改善検討				検討支援												
(5)有識者検討会等に係る資料提供				開催状況に準ずる												
(6)関係事業者との調整支援				関係事業者との調整支援												
(7)連携先システムとの調整支援				連携先システムとの調整支援												

5. 3 作業場所

本実証の実施に必要な作業場所、備品、消耗品等については、全て請負者の責任において用意し、事前に当庁の承認を得ること。作業場所に変更が生じた場合も、事前に当庁の承認を得ること。

6 納入成果物

(1) 納入成果物及び納入期限

- ・ 実施計画書：契約日の2週間以内
- ・ 要件検討結果報告書：令和5年12月25日（月）

(2) 納入形態等

本実証の検討過程で作成した資料について、当庁からの要請があった場合は、別途納入すること。

納入形態の詳細（電子媒体のファイル形式等も含む。）は、当庁と協議の上決定すること。納入成果物は、当庁において閲覧・編集可能なファイル形式（Microsoft Word、Excel、PowerPoint 形式等）で作成すること。また、図表や写真のデータはアウトライン化・画像化せず、取り出せるデータとして埋込む又は別データとして格納すること。

(3) 納入場所

〒102-0094

東京都千代田区紀尾井町 1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 19 階
デジタル庁 国民向けサービスグループ マイナンバーカード担当

（TEL：03-4477-6775、E-Mail：mynumber_smartphone@digital.go.jp）

7 請負者に求める要件

請負者は、本実証への応募に当たり、以下の要件を満たすこと。

7. 1 作業の実施体制・方法等に関する要件

- ア 本実証の遂行に必要な専門知識・経験を有する要員が十分に確保され、関係事業者等の協力のもと、本実証の遂行について確実に実施可能な体制が整備されていること。それが確認できる実施体制図等を提出すること。
- イ 作業体制として、以下に示す要件をすべて満たすこと。
 - (ア) 請負者の作業体制として、本実証を統括する実施責任者（プロジェクトマネージャ）及び複数の作業担当者を配置すること。実施責任者は、本実証に関する実質的な責任と権限を有すること。
 - (イ) 請負者は、契約を履行する実証に従事する個人（以下「業務従事者」という。）として、本実証を実施するに当たって必要な経験、資格、業績等を有する者を確保すること。
 - (ウ) 業務従事者は、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）を有すること。
- ウ 納入期限までに本実証を完了するための合理的な計画を策定していること。

7. 2 作業要員の適格性に関する要件

- ア 実施責任者は、過去にマイナンバーカード又は公的個人認証サービスに関する開発経験を複数件有するなど、本実証を実施するにあたって必要な経験、資格、業績等を有すること。
- イ 実施責任者は、プロジェクトマネジメントの知見を有する者として、プロジェクトマネジメント協会（PMI）が認定する「プロジェクトマネジメントプロフェッショナル（PMP）」又は情報処理の推進に関する法律（昭和 45 年法律第 90 号）に基づく「情報処理技術者試験（プロジェクトマネージャ）」の資格を有すること。
- ウ 作業従事者のうち、過去にマイナンバーカード又は公的個人認証サービスに関する開発経験を有するなど、本実証を実施するにあたって必要な経験、資格、業績等を有すること。
- エ 作業従事者のうち、本実証の検討対象となる国際標準仕様（ISO/IEC 18013-5/7、ISO/IEC 23220 シリーズ）に関する調査等の経験を有するなど、本実証を実施するにあたって必要な経験、資格、業績等を有すること。
- オ 作業従事者のうち、過去に Android 端末へのサービス提供で構築した SP-TSM 等への従事経験、または SP-TSM 等の仕様への理解が求められる案件への従事経験を有すること。

7. 3 請負者の実績等に関する要件

以下の要件を満たすことができる事業者を、提案書等を確認のうえ選定する。

- ア 本事業において実証的に新規構築するシステムは、マイナンバーカードが保有する機能・情報の活用を前提とするシステムであることから、マイナンバーカードの発行に関するシステムの構築、運用に携わった実績を有するとともに、

マイナンバーカードが保有する機能・情報について専門的な知見を有していること。

- イ 本事業において実証的に新規構築するシステムは、ISO/IEC18013-5 という国際標準の下で、日本のマイナンバー制度特有の課題を解決しつつ、設計等を行う必要がある。このためには、マイナンバー制度と類似した制度のある諸外国での具体的な事例も参考に実証を遂行する必要があり、それらに対する十分な知見が必要となることから、業務従事者として本実証の検討対象となる国際標準仕様（ISO/IEC 18013-5/7、ISO/IEC 23220 シリーズ）に関する調査等の経験を有するなど、専門的な知見を有し、本実証を実施するにあたって必要な経験、資格、業績等を有する者を要員として確保し、必要な体制を構築することができるとともに、国際標準規格である「ISO/IEC18013-5」に対する調査能力（国外有識者へのヒアリングなど）を有すること。
- ウ 本事業において実証的に新規構築するシステムは、スマートフォン端末上で動作するアプリとの連携が前提となることから、スマートフォン端末に関する専門的な知見が必要となるため、グループ会社内に携帯電話事業者を有するなど、スマートフォンの端末メーカー、OS ベンダ等と緊密な連携を取ることができる体制を構築できること。
- エ 本事業において実証的に新規構築するシステムは、国際標準に則りかつ国外の事業者との調整が必要な社会基盤となりうるシステムであり、前例に乏しく、同様の性質を有するシステムとしては、グローバルな利用者が存在するシステムが該当すると思われるため、国内外、官民を問わずグローバルな利用者が存在するシステムの構築（貿易・物流分野の実績、国内システムの海外輸出など）に携わった実績を有すること。
- オ 本事業において実証的に新規構築するシステムは、公的個人認証サービス、SP-TSM 等及び mdoc 発行主体のシステム等と連携することを想定していることから、業務従事者としてこれらのシステムに係る企画、要件検討、詳細設計、開発、保守運用等を行った実績、及び連携のための調整等を行った経験を有する者を要員として確保し、必要な体制を構築できること。
- カ 本事業において、CC（ISO/IEC 15408）認証（EAL4+）の取得スキームに関する改善検討を行うに当たって、Java アプレット、GlobalPlatform 及び SP-TSM 等の仕様に関する専門的な知識、また CC 認証（EAL4+）の取得経験を持つ事業従事者を要員として確保し、必要な体制を構築できること。

7. 4 情報セキュリティ対策・品質管理能力に係る資格・認証等に関する要件

- ア 本実証を実施する部門又は組織が、品質管理について「ISO9001」の認証又はこれと同等の品質管理体制を有していること。
- イ 本実証を実施する部門又は組織が、個人情報保護管理について「プライバシーマーク」の認証又はこれと同等の個人情報保護管理体制を有していること。
- ウ 本実証を実施する部門又は組織が、情報セキュリティ管理について「ISO/IEC27001」又は「JIS Q 27001」の認証又はこれと同等の情報セキュリティ管理体制を有していること。

7. 5 情報保全の履行体制に関する要件

- ア 請負者は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として請負者が収集、整理、作成等した情報であって、当庁が保護を要さ

ないと確認したものを除く。)その他の非公知の情報(当庁から提供した情報を含む。以下「保護すべき情報等」という。)について、適切に管理するものとする。

イ 保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく当庁に通知するものとする。

(ア)当庁が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱う履行体制

(イ)当庁の同意を得て指定した取扱者以外の者に取扱わせない履行体制

(ウ)当庁が許可した場合を除き、請負者に係る親会社や請負者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の請負者以外の者に対して伝達又は漏えいさせない履行体制

ウ 契約の履行中、履行後を問わず情報の漏洩等の事故や疑い、将来的な懸念の指摘があったときは、直ちに必要な措置等を講ずるとともに、当庁に報告すること。また、当庁から求められた場合は、情報の管理の履行状況等を報告するとともに、当庁による調査が行われる場合は、これに協力すること。

8 遵守事項

請負者は、本実証の実施に当たり、以下の事項を遵守すること。

8. 1 機密保持

ア 請負者は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群(令和5年度版)」、「デジタル庁情報セキュリティポリシー」等に規定されているセキュリティ要件(本実証の遂行に係るものに限る。)に準拠すること。また、契約期間内に当該規定の改定があった場合、本実証への影響について確認するとともに、必要に応じて当庁と協議の上対応方針を決定すること。

イ 請負者は、本実証に関して当庁が開示した情報(公知の情報等を除く。以下同じ。)、契約履行過程で生じた納入成果物に関する情報、その他当該業務の実施において知り得た情報について、本実証の目的以外に使用または第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。

当該情報を本実証以外の目的に使用または第三者に開示する必要がある場合、事前に当庁の承認を得ること。

ウ 請負者は、本実証の遂行における情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性を当庁が認める場合には、当庁の求めに応じ協議を行い、合意した対応を取ることを。

エ 請負者は、本実証の実施のために当庁から提供する情報及び当該業務の実施において知り得た情報について、以下の事項を遵守すること。ただし、既に公知である情報については、この限りではない。

(ア)本調達に係る業務にのみ使用し、他の目的には使用しないこと。

(イ)本調達に係る業務を行う者以外には機密とすること。

- オ 請負者は、本実証で取り扱う情報について、本調達仕様書を遵守し、十分な管理を行うこと。なお、本実証の一部を第三者に再委託する場合についても同様とする。
- カ 請負者は、本実証の実施に当たり、請負者が所有する情報システム等において不正なアクセスが行われていないかを確認するため、必要に応じて業務に使用するツールの操作ログや開発中のプログラムへのアクセスログ等を監査証跡として取得すること。また、必要に応じて監査証跡を分析の上、その結果について当庁へ報告すること。不正なアクセス又はそのおそれが確認された場合には、速やかに当庁に報告すること。
- キ 請負者は、本調達に係る業務の実施のために取得し、処理する要機密情報を、全て国内法が適用される場所に保存すること。

8. 2 知的財産権

- ア 本実証における納入成果物の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに定める全ての権利を含む。）は、請負者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て当庁に帰属するものとする。
- イ 当庁は、納入成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。
- ウ 納入成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、請負者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本実証の請負者は、当該既存著作物の内容について事前に当庁の承認を得ることとし、当庁は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。

なお、本仕様に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争の原因が専ら当庁の責めに帰す場合を除き、請負者の責任及び負担において一切を処理すること。この場合、当庁は係る紛争等の事実を知ったときは、請負者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を請負者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- エ 本実証の納入成果物に係る所有権は、当庁から請負者に対価が完済されたとき、請負者から当庁に移転するものとする。
- オ 請負者は当庁に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。また、請負者が本受託業務の実施の過程で生じた納入成果物に係る著作権を自ら使用し又は第三者をして使用させる場合は、当庁と別途協議するものとする。
- カ 請負者は使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。

8. 3 契約不適合責任

- ア 請負者は、本実証について検収を行った日を起算日として1年間、成果物に対する契約不適合責任を負うものとする。ただし、契約不適合が請負者の故意又は重大な過失に基づく場合は、当該期間の経過後であっても請負者はその責任を負うものとする。
- イ 本実証における納入成果物等について、種類、品質又は数量が契約書、本仕様書その他合意された要件の内容に適合しないもの（以下「不適合」という。）である場合、その不適合が当庁の責に帰すべき事由による場合を除き、請負者は、自己の費用で、当庁の選択に従い、その修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下、手段を問わず総称して「履行の追完」という。）をすること。なお、請負者は如何なる場合であっても、当庁の選択と異なる方法で履行の追完をする場合は、当庁の事前の承諾を受けること。
- ウ 請負者は、その具体的な履行の追完の実施方法、完了時期、実施により発生する諸制限事項について、当庁と協議し、承諾を得てから履行の追完を実施するものとし、完了時には、その結果について当庁の承諾を受けること。
- エ 請負者が当庁から相当の期間を定めた履行の追完の催告を受けたにもかかわらず、その期限内に履行の追完を実施しない場合、当庁は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次に掲げる場合は、請負者に対して履行の追完の催告なく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- (ア) 履行の追完が不能であるとき。
 - (イ) 請負者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (ウ) 本実証の性質又は契約書等の内容により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、請負者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (エ) 前号に掲げる場合のほか、催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

8. 4 再委託

(1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

- ア 本実証の請負者は、業務を一括して又は主たる部分を再委託してはならない。
- イ 請負者における遂行責任者を再委託先事業者の社員や契約社員とすることはできない。
- ウ 請負者は再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。
- エ 再委託先における情報セキュリティの確保については請負者の責任とする。

オ 請負者は、情報セキュリティ、機密保持、知的財産権、その他遵守事項について、本仕様書が定める請負者の責務を再委託先にも負わせるよう、必要な処置を実施すること。

(2) 承認手続

ア 本実証の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、契約金額、資本関係、役員等の情報、業務の実施場所、作業要員の所属・専門性・実績・国籍等について記載した再委託承認申請書（所定様式あり）を当庁に提出し、あらかじめ承認を得ること。

イ 前項による再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を当庁に提出し、承認を得ること。

ウ 再委託の相手方が更に委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合（以下「再々委託」という。）には、当該再々委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再々委託を行う業務の範囲を書面で報告すること。

(3) 再委託先の契約違反等

再委託先において、本調達仕様書の遵守事項に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、請負者が一切の責任を負うとともに、当庁は、当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。

9 その他

ア 本実証を実施する上で必要と判断する諸経費については、請負者が関係者と調整し、予め見積りに含めること。

イ 本仕様書の内容及び解釈等について不明な個所がある場合、その他特に必要がある場合は、事前に当庁と協議し、決定、解決すること。この場合、当該協議に関する議事録を作成し、当庁の確認を受けること。

ウ 本実証受注後に、本調達仕様書の内容の一部について変更を行おうとする場合、その変更の内容、理由等を明記した書面をもって当庁に申し入れを行うこと。双方の協議において、その変更内容が軽微（委託料、納期に影響を及ぼさない）かつ許容できると判断された場合は、変更の内容、理由等を明記した書面に双方が記名捺印することによって変更を確定する。

エ 本実証に係る費用は、業務完了後、契約書に定めるところにより支払うものとする。

オ グリーン購入法に定める特定調達品目については、以下 URL に掲載される令和 5 年 2 月「グリーン購入の調達者の手引き」による各特定調達品目の「判断の基準」を満たすこと。

<https://www.env.go.jp/content/000113502.pdf>

以上